

・本合意書は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、雛形内の記載も含めて「NEDO」という。）の雛形として提示するものです。

・合意する内容は、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（以下、「知財ガイドライン」という。）及び「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」、並びに、NEDOが公募時に提示する知財マネジメント及びデータマネジメントについての各基本方針の内容・趣旨との齟齬が生じない範囲で、プロジェクト参加者間の合意に基づいて修正（例えば、第10条を「知財ガイドライン」の別紙「知財及びデータ合意書の作成例及び解説」の【例1】のように、バックグラウンドIPとフォアグラウンドIPとを分けて規定）することも可能です。

・いずれにしましても「知財ガイドライン」の別紙「知財及びデータ合意書の作成例及び解説」も参照しつつ、将来の事業化に向けた研究開発成果の活用を念頭に、内容を検討頂き、適宜修正してご利用ください。（その際、このテキストボックスは削除。）

NEDO先導研究プログラム／
エネルギー・環境分野における革新的技術の国際共同研究開発／
（研究開発テーマ名を記載）
「知財及びデータの取り扱いについての合意書」

（目的）

第1条 本合意書は、「NEDO先導研究プログラム／エネルギー・環境分野における革新的技術の国際共同研究開発／（研究開発テーマ名を記載）」（以下「本プロジェクト」という。）の実施及びその成果の活用のために必要な知的財産及び研究開発データの取扱いについて定めることにより、本プロジェクトを円滑に遂行し、その成果を事業活動において効率的に活用することを目的とする。

（定義）

第2条 本合意書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

一 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 発明

ロ 考案

ハ 意匠の創作

ニ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置の創作

ホ 種苗法（平成10年法律第83号）第2条第2項に規定する品種の育成

ヘ 著作物の創作

ト 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）の案出

二 「発明者等」とは、発明等をなした者をいう。

三 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利及び地位に相当する権利及び地位

ロ 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む）及び外国における上記権利に相当する権利（以下「著作権」

と総称する。)

ハ ノウハウを使用する権利

四 知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和34年法律第121号）第2条第3項に定める行為、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第3項に定める行為、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

五 「プロジェクト参加者」とは、研究開発の直接の受託者のほか、当該受託者からの研究開発の一部の再委託先及び共同研究先をいい、具体的には、本プロジェクトを実施する〇〇〇〇、〇〇〇〇…（プロジェクト参加者を記載）をいう。

六 「研究開発従事者」とは、本プロジェクトにおいて実施する研究開発に従事する者をいう。

七 「不実施機関」とは、大学や国立研究開発法人等のように自ら製品を製造せず、知的財産権を実用化・事業化しない機関をいう。

八 「フォアグラウンドIP」とは、本プロジェクトの実施により得られた知的財産権をいう。

九 「バックグラウンドIP」とは、プロジェクト参加者がプロジェクト開始前から保有していた知的財産権及びプロジェクト開始後にプロジェクトの実施とは関係なく取得した知的財産権をいう。

十 「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

十一 「自主管理データ」とは、プロジェクト参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

（知財運営委員会）

第3条 本プロジェクトにおける知的財産及び研究開発データの取扱いを適切に行うため、知財運営委員会を設置する。

2 知財運営委員会は、本プロジェクトにおける知的財産及び研究開発データの取扱いについて審議決定する。

3 知財運営委員会の審議内容、議決方法、構成員その他知財運営委員会の運営に関する事項は、別途定める知財運営委員会運営規則によるものとする。

4 知財運営委員会は、本プロジェクトにおける知的財産の取扱いとして、本プロジェクトとしての発明等の成果の権利化、秘匿化、公表等の取扱い方針（以下「取扱い方針」という。）を定める。

（秘密保持）

第4条 プロジェクト参加者は、本プロジェクトに関して他のプロジェクト参加者（その研究開発従事者を含む。）から開示された技術上又は営業上の情報であつて、かつ開示の際に秘密である旨の表示がなされた一切の情報、又は口頭で秘密である旨宣言されて開示され開示後〇日以内に書面又は電子で秘密情報の内容及び秘密情報である旨が通知された一切の情報を、秘密として保持し、当該情報開示者の承諾を得ない限り、研究開発従事者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならない。また、開示を受けたプロジェクト参加者は、当該情報を本プロジェクトの実施以外の目的で使用してはならない。ただし、開示を受けたプロジェクト参加者が、当該情報が次のいずれかに該当することを立証できる場合及びNEDOへ報告する場合についてはこの限りでない。

- 一 開示を受ける際、既に公知となっていたもの
 - 二 開示を受ける際、自己が正当に保有していたもの
 - 三 開示を受けた後、自己の責によらずに公知となったもの
 - 四 開示を受けた後、正当な権利を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく開示を受けたもの
 - 五 開示を受けた情報によらずに、自己が独自に入手し、または創出したもの
- 2 第1項にかかわらず、プロジェクト参加者は、以下の場合、本プロジェクトの実施に必要な範囲内で、事前に情報開示者の承諾を得ることなく秘密情報を開示することができる。ただし、プロジェクト参加者は秘密情報の開示を受ける者に対し、本合意書に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を遵守させなければならない。
- 一 法令の定めに基づき開示等する場合
 - 二 裁判所の命令、監督官公庁またはその他法令・規則の定めに基づく開示等の要求がある場合
 - 三 プロジェクト参加者の役員および従業員で、本プロジェクトで研究開発する技術に関連する事業に従事し、かつ、秘密情報の開示を受けることが必要な最小限度の者に開示等する場合
 - 四 本プロジェクトを実施する上で、秘密情報を知る必要のある最小限度の弁護士・弁理士等の専門家に開示等する場合
- 3 プロジェクト参加者は、第2項第3号又は第4号の規定に基づき秘密情報を開示した者に対し、退任、退社した後も、本合意書に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を遵守させなければならない。
- 4 プロジェクト参加者は、自己に属する研究開発従事者が、研究開発従事者でなくなった後も含め、本条及び次条に規定する義務と同様の義務を、当該研究開発従事者に遵守させなければならない。
- 5 前4項に定めるもののほか、本プロジェクトにおける秘密漏洩防止及び技術情報流出防止のために必要な措置については、知財運営委員会において決定するものとする。

（本プロジェクトの成果の第三者への開示の事前承認）

第5条 プロジェクト参加者は、知財運営委員会の承認を得ることなく、本プロジェクト

の実施により得られた成果をプロジェクト参加者以外の第三者に対して開示（学会又は論文による開示を含む。）し又は漏洩してはならない。ただし、本プロジェクトの実施により得られた成果のうち、知財運営委員会においてプロジェクト参加者以外への提供が承認された自主管理データ（秘匿期間が設定されているものを除く）については、この限りではない。

- 2 前項の規定に基づき、本研究成果の開示に係る承認を得た場合、開示を行おうとする研究成果に係る第4条第1項の規定は、知財運営委員会の承認が得られた範囲内においてのみ解約されたものとする。

（発明等の成果の届出及び権利化等方針の決定手続）

第6条 プロジェクト参加者は、自己に属する研究開発従事者が、本プロジェクトの実施により発明等をなした場合には、直ちに知財運営委員会に対し、発明者等及び発明等の成果の内容を届け出なければならない。

- 2 知財運営委員会は、前項に基づく届出を受けた場合、別途定める知財運営委員会運営規則及び取扱い方針に基づき、当該発明等の成果について、出願による権利化、秘匿化、論文等による公表の要否を審議し、その取扱いを決定する。出願により権利化する場合にあっては出願対象国、秘匿する場合にあっては秘匿期間等についても審議し、決定する。

（出願による権利化）

第7条 プロジェクト参加者は、本プロジェクトの成果を出願により権利化するに当たっては、海外においても市場展開が見込まれるのであれば、その市場規模や他社との競合状況等を勘案して権利化が必要と判断される国においても権利化することを原則とする。

- 2 知財運営委員会は、プロジェクト参加者と協議の上、プロジェクト参加者が出願による権利化を行わないと判断した国において出願する権利を他のプロジェクト参加者に譲渡させることができる。
- 3 本プロジェクトの成果の出願等に要する費用は、原則として出願人が負担するものとする。

（フォアグラウンドIPの帰属）

第8条 フォアグラウンドIPは、発明者等が属するプロジェクト参加者の職務発明規程等に基づき当該参加者に承継させるものとする。

- 2 発明者等の所属するプロジェクト参加者が二以上に亘る場合にあっては、各プロジェクト参加者の持分は、当該プロジェクト参加者間で協議して決定するものとする。ただし、当該二以上のプロジェクト参加者間で同意が得られている場合、プロジェクト参加者はフォアグラウンドIPの持分を他のプロジェクト参加者に譲渡することができる。

（共有するフォアグラウンドIPの取扱い）

第9条 プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンド I P について、原則として、自由かつ無償にて実施できるものとする。ただし、共有者間で同意が得られている場合は、他の扱いとすることを妨げない。

2 前項の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

(知的財産権の権利不行使と実施許諾)

第10条 プロジェクト参加者は、自己が保有する知的財産権（フォアグラウンド I P 及びバックグラウンド I P のいずれをも含む。以下本条において同じ。）について、本プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する知的財産権についてはこの限りでない。

一 プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある知的財産権

二 プロジェクト参加者以外の第三者との共有であるバックグラウンド I P

三 第三者への独占的な実施許諾がなされている（実施許諾の交渉中を含む。）又は約されているバックグラウンド I P

四 発明者等に本プロジェクトの研究開発従事者が含まれない知的財産権であって、本プロジェクトにおいて研究開発を行う技術の範囲に含まれないバックグラウンド I P

五 その他、前各号に準じる合理的な理由のある知的財産権

2 プロジェクト参加者（以下本項において「参加者 A」という。）が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者（以下本項において「参加者 B」という。）が保有する知的財産権について実施許諾を求めた場合、参加者 B は、当該事業化をするために必要な範囲で、原則として、参加者 A に実施許諾を行うものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する知的財産権については、参加者 B は、実施許諾を拒否することができるものとする。

一 参加者 B が保有する知的財産権を参加者 A に実施許諾することにより、参加者 B の既存又は将来の事業に支障を及ぼすこと（参加者 B の競争優位が損なわれることを含む。）が予想される知的財産権

二 参加者 B が不実施機関である場合において、参加者 B が保有する知的財産権を参加者 A に実施許諾することにより、参加者 B の既存又は将来の研究・教育活動に支障を及ぼすことが予想される知的財産権

三 プロジェクト参加者以外の第三者との共有であるバックグラウンド I P

四 第三者への独占的な実施許諾がなされている（実施許諾の交渉中を含む。）又は約されているバックグラウンド I P

五 発明者等に本プロジェクトの研究開発従事者が含まれない知的財産権であって、本

プロジェクトにおいて研究開発を行う技術の範囲に含まれないバックグラウンド I P
六 その他、前各号に準じる合理的な理由のある知的財産権

- 3 前項に規定する実施許諾の交渉において、実施の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、プロジェクト参加者が、保有するノウハウを他のプロジェクト参加者に対して開示することを義務づけるものではない。
- 5 プロジェクト参加者が、保有するフォアグラウンド I P について、他のプロジェクト参加者に実施許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に実施許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

(フォアグラウンド I P の移転先への義務の承継)

第 1 1 条 プロジェクト参加者は、フォアグラウンド I P の移転を行うときは、第 7 条から本条までの規定により課されている義務を負うよう当該知的財産権の移転先に約さなければならない。

(本プロジェクトから脱退したプロジェクト参加者の取扱い)

第 1 2 条 プロジェクト参加者は、本プロジェクトから脱退した場合においても、本合意書により自己に課された義務を負うものとし、本合意書の規定に基づき取得した全ての知的財産権の実施権を失うものとする。

(研究開発データの管理)

第 1 3 条 プロジェクト参加者は、自主管理データについて、データマネジメントプランを作成して N E D O 及び知財運営委員会に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施する。また、研究開発の進展等に従い、データマネジメントプランを適宜修正して N E D O 及び知財運営委員会に提出する。知財運営委員会の承認が得られた自主管理データのうちプロジェクト参加者以外の第三者にも提供可能な自主管理データについては、広範な利活用を促進するよう努める。

- 2 研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

(研究開発データの利用許諾)

第 1 4 条 プロジェクト参加者（以下、本項において「参加者 A」という。）が、本プロジェクト内での研究開発活動、又は、本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、他のプロジェクト参加者（以下、本項において「参加者 B」という。）が本プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データ又は、参加者 B が本プロジェクト

の実施のために持ち込んだ研究開発データについて利用許諾を求めた場合、参加者Bは参加者Aに必要な範囲で、原則として無償で利用許諾を行い、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする（プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。）。

ただし、次の各号のいずれかについては、参加者Bは、利用許諾を拒否することができるものとする。

- 一 参加者Bが参加者Aに利用許諾することにより、参加者Bの既存又は将来の事業に支障を及ぼすこと（参加者Bの競争優位が損なわれることを含む。）が予想されるもの
 - 二 参加者Bが不実施機関である場合において、参加者Bが参加者Aに利用許諾することにより、参加者Bの既存又は将来の研究・教育活動に支障を及ぼすことが予想されるもの
 - 三 参加者Bが本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データであって、プロジェクト参加者以外の第三者と共有管理するもの
 - 四 参加者Bが本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データであって、第三者への独占的な利用許諾がなされている（利用許諾の交渉中を含む。）又は約されているもの
 - 五 参加者Bが本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データであって、研究開発データの取得者又は収集者に本プロジェクトの研究開発従事者が含まれず、本プロジェクトにおいて研究開発を行う技術の範囲に含まれないもの
 - 六 その他、前各号に準じる合理的な理由のあるもの
- 2 前項に規定する利用許諾の交渉において、利用の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。
 - 3 プロジェクト参加者は、プロジェクトの実施に必要な研究開発データをプロジェクト参加者以外から収集する場合、他のプロジェクト参加者も利用できる条件で収集するように努める。
 - 4 プロジェクト参加者が、本プロジェクトの実施により得た研究開発データについて、他のプロジェクト参加者に利用許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に利用許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

（協議）

第15条 本合意書の解釈及びその他の事項につき疑義が生じたとき並びに本合意書にない事項について定める必要が生じたときは、知財運営委員会において審議し、決定するものとする。

（本合意書の改訂）

第16条 知財運営委員会は、全てのプロジェクト参加者による同意を得て本合意書の改訂を行うことができる。

2 知財運営委員会は、本合意書の改訂を行う場合は、事前にNEDOに届け出るものとする。

(有効期間及び残存条項)

第17条 本合意書は、○年○月○日より発効し、本プロジェクトの終了後○年経過するまでは有効とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条の規定は、情報開示者が秘匿すべきとして明示した期間中は有効とし、第7条から第12条までの規定は、フォアグラウンドIPの権利存続期間中は、当該存続するフォアグラウンドIPについて有効とする。なお、本プロジェクトの終了日から起算して○年間経過した後は、本合意書における「知財運営委員会における調整」を「該当する知的財産権及び研究開発データに係る当事者間の調整」、「知財運営委員会における承認」を「該当する知的財産権及び研究開発データに係る全当事者による承認」と読み替えるものとする。

(本合意書と他の契約書との関係)

第18条 本合意書とプロジェクト参加者とNEDOとの間で締結された委託契約書との間に齟齬が生じた場合は、本合意書の規定にかかわらず、委託契約書で定めた規定を優先するものとする。

本合意書が有効であることの証として本書○○通を作成し、本プロジェクトの当事者であるプロジェクト参加者がそれぞれ署名（又は記名押印）の上、各1通を保有する。

○○○○年○月○日

(住所)

(法人名)

(役職)

(氏名)

(以下、プロジェクト参加者分を追記)